



住宅用火災警報器

悪質な訪問販売にご注意を！



寄せられた情報から見る手口

- ・ 法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければならないと迫る。
- ・ 市役所、消防署の方から来たと騙る。
- ・ 回覧板で回しており、地区の全戸に取り付けに回っているからと心理的に追い込む。
- ・ 『点検に来ました』と言って、点検後に高額な請求をする。
- ・ 設置しないと罰金と脅し、「特別価格」を強調して買わせる。

被害に遭わないためには・・・

対応のPoint

- ・ 自分の家には、どの場所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておきましょう。
- ・ 消防職員が個人宅を訪問し斡旋や販売をすることはありません。
- ・ 話だけならドア越しでも確認ができます。軽々しく家に入れず、名前や会社名、訪問の目的をしっかりと聞きましょう。
- ・ 点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければできない作業ではありません。怪しいと感じたらその場で断りましょう。
- ・ 罰金という言葉に怯えて動揺しないこと。(罰則はありません)
- ・ 口車に乗せられて、即決・契約しないこと。



不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら

■ クーリングオフ制度

訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので契約書や領収書などを確実に保存し、早急に消費生活センターにご相談ください。なお3,000円未満の場合はクーリングオフできません。

《不審に思ったらすぐにご相談を！》

長野消費生活センター

TEL 026-223-6777

岳北消防本部

TEL 0269-62-0119